

(別紙1)

管理運営状況 評価シート【令和7年度】

(評価日：令和8年6月30日)

1 施設の概要

施設名	岩手県立高田松原津波復興祈念公園
所在地 電話・FAX HP・電子メール	岩手県陸前高田市高田町字中宿 24 番地 3 電話：0192-22-8560 FAX：0192-22-8568 ホームページ：https://iwate-fukkoken-park.jp
設置根拠	都市公園法、県立都市公園条例
設置目的	(設置：令和元年9月22日) 東日本大震災津波の犠牲者を追悼・鎮魂し、震災の事実と教訓を継承するとともに、まちづくりと一体となった地域の賑わいの再生に資することを目的とする。
施設概要	敷地面積、建物面積、主な施設、利用定員等 国営西エリア 61,500㎡ (園路、駐車場) 松原大橋～気仙川水門エリア 40,000㎡ (園路) 古川沼西エリア 48,000㎡ (園路) 古川沼東エリア 67,800㎡ (園路、管理事務所、駐車場) タピック45周辺エリア 42,300㎡ (園路、駐車場) 川原川エリア 54,700㎡ (園路) 下宿定住促進住宅周辺エリア 18,700㎡ (園路、便所、駐車場) 気仙中学校周辺エリア 67,000㎡ (園路、便所、駐車場)
施設所管課	岩手県 県土整備部都市計画課 (電話 019-629-5887 (直通)、 メールアドレス AG0007@pref.iwate.jp)

2 指定管理者

指定管理者名	株式会社 長谷川建設
指定期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日 (3年間)
連絡先	岩手県陸前高田市横田町字志田実3番地11 電話：0192-47-5323 FAX：0192-57-7720

3 指定管理者が行う業務等

業務内容 (主なもの)	①公園施設の良好な維持管理、②公園の適切な利用管理、③関係機関等と連携した管理運営		
職員配置、管理体制	6名 (常勤換算6名) (令和7年12月31日現在) (内訳) 正職員4名、契約アルバイト2名	組織図	<pre>graph TD; A[管理運営] --- B[業務担当]; A --- C[庶務担当]; B --- D[マルチスタッフ]; C --- D;</pre>
利用料金	会議室：1時間当たり 1,470円 (会議室を2分割して使用する場合 735円)		
開館時間	24時間開放 (有料公園施設の供用時間は、9:00から17:00まで)	休館日	なし (有料公園施設は、令和7年12月27日から令和8年1月4日まで休館)

4 施設の利用状況（会議室）

(利用者数、稼働率等)	前期間平均	指定管理期間				備考
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	期間平均	
第1四半期		9日・81人			9日・81人	会議室の利用日数及び利用者数
第2四半期		10日・80人			10日・80人	
第3四半期		14日・169人			14日・169人	
第4四半期		15日・207人			15日・207人	
年間計（実績）		48日・537人			48日・537人	
年間計（計画）						

5 収支の状況

（単位：千円）

区分	前期間平均	指定管理期間				備考
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	期間平均	
収入	利用料金収入	57				
	県委託料	48,966				
	自主事業収入	21				
	小計	49,044				
支出	給与	13,500				
	賃金	18,980				
	需用費	8,595				
	役員費	1,105				
	委託料	2,490				
	事務雑費	226				
	租税公課	1,698				
	その他諸経費	2,450				
	小計	49,044				
収支差額		0				

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見（満足度等）の把握方法

把握方法	①ご意見箱の設置（公園管理事務所） ②公園ホームページのご意見フォーム ③モバイルご意見箱 （案内サインに設置した二次元バーコード） ④巡視の中での聞き取り等	実施主体	指定管理者
------	---	------	-------

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	苦情0件、要望0件、その他1件		
主な苦情、要望等	対応状況		
ご意見箱より こんなにきれいで清潔なお手洗いを用意していただき感動しました。 ありがとうございました。	回答対応なし		
その他利用者からの積極的な評価等			

7 業務点検・評価 (※)

(1) 業務の履行状況

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	利用者の平等な利用の確保を図るとともに、公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるよう、指定管理者が提出した指定管理申請書を基本として作成する管理運営業務計画書に基づき、適正に管理する。 【協定 第4条】	・管理運営業務計画書に基づき管理を行った。	A
施設の利用状況	毎月の業務の状況について、指定する様式により有料公園施設利用台帳及び行為許可記録簿の写しを添えて大船渡土木センターに提出するものとする。 【仕様 第24】	・有料公園施設台帳及び行為許可記録簿を作成し、毎月、大船渡土木センターに業務の状況に係る書類を提出した。	A
事業の実施状況	有料公園施設の使用許可等を行うに当たっては、条例及び行政手続条例を遵守する。【仕様 第16】	・有料公園施設の使用許可等を行うに当たっては、条例及び行政手続条例を遵守した。	A
	公園の供用期間は、原則として4月1日から3月31日までとする。 【仕様 第7】	・7月のカムチャッカ半島付近の地震による津波警報発令時と、12月の青森県東方沖地震による津波注意報発令時のみ、臨時閉園として事務所を閉鎖し高台へ避難した。 その他の日は、開園した。	A
	防災文化の継承・発信 【R7 重点取組事項】	・3月11日に大学生ボランティアや国営施設担当の協力のもと、追悼イベントである「光ノ碑」を開催した。	A
	郷土の風景づくり 【R7 重点取組事項】	・希少植物であるミズアオイの保護のため、抽水植物の蒲の除草作業を行った。 ・数日をかけ、朝から夕方までの時間、散水車を用いてビオトープに水の補給を行った（ただ、ビオトープに水が溜まっている状態は1日として続かず、ミズアオイを開花させることができなかった）。	A
	多様な団体の活動支援 【R7 重点取組事項】	・NPO法人GreenFields・陸前高田花の会によるコミュニティガーデンや、さくらの杜プロジェクトによる桜植樹祭のための活動支援を行った。 また、コミュニティガーデンをはじめとする各種団体開催のイベントについて、ホームページ及びSNSを活用し情報発信を行った。	A
施設の維持管理状況	公園施設及び県が貸与した備品を、適正かつ良好な状態で管理する。 【仕様 第9】	・公園施設及び備品については、適正に管理している。 ・貸与されている乗用式草刈機は、パンクの修理、タイヤや刈刃の交換などを行い使用した。	A

	毎日公園を巡視し、公園施設点検簿に基づき公園施設を点検する。 【仕様 第10】	・毎日、全園を巡視し、公園施設点検簿に基づく点検を行った。	A
	施設の異常を発見したときは、速やかに使用停止又は応急措置を行う。 【仕様 第10】	・強風により破損した松の支柱の撤去を行った。	A
	事後保全に係る施設補修として、施設修繕内訳による修繕工事等を実施する。 【仕様 第11】	・旧気仙中トイレの便座の電源不良により、工事を依頼し修理。 ・AEDのバッテリー交換時期が到来したことから、12月に交換。 ・管理事務所内の網戸、エアコンの不具合等について、大船渡土木センターに報告し対応を依頼。 ・会議室の空調設備の不良について、12月22日大船渡土木センターに報告。	A
	公園の芝生、樹木等の維持管理のため、植栽管理基準に準拠して必要な措置を行う。 【仕様 第15】	・「芝刈り」「下草刈り」は、植栽管理基準で年1回しか計上されていないが、草丈が長くなった場所や景観上支障となるエリアについては、直営作業で可能な限り回数を増やし対応した。	A
記録等の整理・保管	指定管理期間中における業務の実施結果等について、管理日誌に記録する。 【仕様 第4】	・業務の実施結果等について、日々、管理日誌に記録しファイリングしている。	A
自主事業、提案内容の実施状況		・1月17日・31日の2回、「葛」のカゴ編みの講座を開催 ・3月11日に、国営追悼施設との協力により、「光ノ碑」の追悼イベントを開催 ・公園管理事務所にて、ウォーキング用ポールや、野鳥観察用の双眼鏡など、園内の散策や自然観察のための道具の無料レンタルを行った。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 施設の維持管理について、適切に備品の管理や植栽管理を行っている。 協働グループやボランティアと連携し、防災文化の継承及び発信、郷土の風景づくりに取り組んでいる。 利用者の多様なニーズに応え、また、利便性の向上を図るため、物品の無料レンタル、情報発信等を行っている。 ・改善を要する点 特になし。			A

(2) 運営体制等

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
職員の配置体制	業務に適した者を適時適切に配置する。 【仕様 第5】	・造園施工管理技士、車両系建設機械運転技能講習終了者など、有資格者を配置して業務を行った。	A
	統一した名札等を定め、従業者であることを明確にする。 【仕様 第5】	・統一した名札を着用し、公園スタッフであることを明確にした。	A

苦情、要望対応体制	苦情があった場合には、対応フロー等に沿って真摯に対応するとともに、県に報告し、未然防止策の立案に生かす。 【申請 サービス向上】	・苦情、要望等はなかった。	-
危機管理体制（事故、緊急時の対応）	人身事故が発生した場合には、事故者の保護に努め、応急処置を行うほか救急車の要請等適切な措置を行う。 【仕様 第21】	・事故等は発生しなかった。	-
	事故等の内容の如何に関わらず、当事者又は目撃者等から事情を聴取して原因の究明に努めるとともに、改善が必要と認められる事項については速やかに対応する。 【仕様 第21】	・事故等は発生しなかった。	-
コンプライアンスの取組み、個人情報の取扱い	管理運営業務に従事している者等は、業務の実施に関し知りえた情報を漏らし、又は他の目的のために使用してはならない。 【協定 第20条】	・毎月のミーティングにて情報漏洩防止について注意喚起を行った。 ・個人情報に関する書類は、鍵のかかる書庫にて保管した。	A
	管理運営業務に係る個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守する。 【協定 第21条】	・個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守した。	A
	事故等の際、個人情報に関する事項の聴取については、事故処理に必要な範囲に限定するとともに、情報の取扱いについては十分に注意する。【仕様 第21】	・事故等は発生していないが、発生した場合には個人情報取扱特記事項に基づき適正に管理することとしている。	-
県、関係機関等との連携体制	県の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行する。 【仕様 第3】	・県とは相互に情報を交換し、適切な管理に努めた。	A
	公園内の施設の管理者で構成する高田松原津波復興祈念公園管理運営協議会運営部会の会員であることから、運営部会に参加するなど、関係機関と連携を図りながら管理運営を行うものとする。 【仕様 第25】	・第18回及び第19回開催の高田松原津波復興祈念公園管理運営部会に出席し、関係機関と連携を図りながら管理運営を行った。	A
	協働グループと積極的に連携を図りながら、公園の管理運営における市民協働体制の充実・発展に資する取組を行う。 【仕様 第26】	・協働グループと連携を図り、NPO法人GreenFields・陸前高田花の会によるコミュニティガーデンやスイセンの球根植え、さくらの杜プロジェクトによる桜植樹祭においては、植樹場所の除草作業を行い活動を支援した。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 業務内容を十分に理解した職員を配置し、適切に管理運営を行っている。 協働グループや関係機関と連携した取組を実施し、公園の利活用や維持管理に生かしている。 ・改善を要する点 特になし。			A

(3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	日常巡視等を適切に実施し、不具合等があれば適切な措置を講じる。 【申請 公園施設の管理】	・点検簿を用いて毎日巡視を行った。また、軽微な異常は発見次第、修繕及び清掃を実施した。	A
利用者アンケート等	アンケートや巡回時の声掛けにより、利用者ニーズを把握し、業務改善に生かす。 【申請 サービス向上】	・公園管理事務所のご意見箱や、ホームページのご意見フォームに加え、園内各所の案内サインにモバイルご意見箱（二次元バーコード）を設置し、利用者のご意見を収集した。 ・会議室の利用者にアンケートへの協力を依頼し、ニーズの把握に努めた。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 日常巡視を適切に行い、異常を発見したときには適切な措置を講じている。 アンケートを実施し利用者のニーズの把握に努めている。 ・改善を要する点 特になし。			A

(4) サービス提供の安定性、継続性

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	有料公園施設からの収入及び管理代行料等をもって運営すること。 【募集要項 第1の6】	・利用料金収入及び管理代行料をもって、管理運営を行っている。 ・(有料公園施設である) 会議室の利用が増えるよう、ホームページでの情報発信や協働グループへの働きかけ等を行った。	A
指定管理者の経営状況	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。 【募集要項 内容審査】	・株式会社長谷川建設の経営は安定しており、事業計画に沿った管理を行っている。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 指定管理料、利用料金等の収入の範囲内で管理運営を行っている。 利用料金収入の増加に向け、会議室に係る情報発信等の利活用促進策に積極的に取り組んでいる。 ・改善を要する点 特になし。			A

※(注1) 県記載欄：「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」

指定管理者記載欄：「実績（自己評価）」

(注2) 評価指標

- A：協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理がなされている。
- B：概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理が行われている。
- C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
- D：協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

① 成果があった取組、積極的に取り組んだ事項

- ア 前年度から行われているイベントについては、できる限り継続して行うように心がけ、協働グループの皆様の協力の元、開催することができた。今後も継続し協力を図りたい。
- イ ホームページを活用し、イベントの開催案内及び開催後の様子について情報発信を行った。当事務所の活用方法の参考になればと思い、SNSでも情報発信を行った。
- ウ 除草作業は、イベントの開催状況などを考慮し、計画的に作業を行って開催日までに景観が良くなるように努めた。

② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項

- ア 「芝刈り」「下草刈り」は植栽管理基準で年1回しか計上されていないが、草丈が長くなった場所などは景観が損なわれたり利用の支障となるため、エリアによっては基準以上の除草作業を行わなければならない。
- イ 除草作業において、公園内の一部は港湾の管理範囲の部分もあるので再度確認を行いたい。
- ウ 貸与されている乗用草刈機について、使用頻度が多いことから刈刃の交換、タイヤの交換など補修をしながら使用しているものの、パーキングブレーキが効かない、HSTオイルタンクが割れている、刈高調整のレバーを引きながらでないとエンジンがかからないなど、不良箇所が多く見受けられる状態である。
- エ 雨が降った翌日は必ず園路が冠水し、通行の阻害要素となっている。特に川原川エリア、国営西エリアの冠水は著しい。
- オ 強風の度に松の倒木がある。現在、支柱の補修が行われているものの、数年後には同じ状況になるのではないかと懸念される。
事務所近辺での補修作業が行われる際、造園業者へお願いし松の剪定方法を教えていただくこととなった。今後の業務に活用できるようにしたい。

③ 県に対する要望、意見等

- ア 昨年、県職員の皆様や一般企業によるボランティアの除草作業が行われたので、来年度においてもご協力いただきたい。
- イ 公園内の港湾の管理範囲を図面にマーカーなどで示していただきたい。
- ウ 乗用草刈機について、不具合が多く、作業中の故障が懸念されるので、修理して利用する（修理費用の負担はどうか）、新たに購入する、又はレンタル会社を利用するなど、対応方法について検討いただきたい。また、作業効率の向上のため、現状レンタル会社から集草機能付き草刈機や法面除草用のラジコン草刈機などを借りて作業を行っているので、レンタル料の費用を考慮していただきたい。
- エ ビオトープは、水枯れしているので水路等を設けるなど工夫が必要だと思われる。

(2) 県による評価等

① 指定管理者の運営状況について

- ・管理運営業務計画書及び仕様書に基づき、公園施設の維持管理を適切に行っている。また、維持管理上の課題（草刈り、松等）に対して、県や地域の事業者等と相談、協力しながら迅速かつ的確に対応している。
- ・協働の取組により、高田松原津波復興祈念公園の良好な自然環境や景観を生かし、創意工夫を凝らして利活用の推進を行っている。
- ・イベントや有料公園施設に関する情報発信等を積極的に行っており、公園の利活用につなげている。

② 県の対応状況について（自己評価）

- ・指定管理者と連携し、自然災害により生じた被害等について迅速に対応し、公園管理に支障が生じないように努めた。
- ・協働の取組に参画し、公園の利活用策の促進に向けて取組を行った。
- ・公園施設の老朽化対策のため、令和4年度に岩手県公園施設長寿命化計画に本公園を加えた。当面は大規模な修繕は予定されていないが、計画的に予防保全に取り組むこととしている。

③ 次期指定管理者選定時における検討課題等

- ・現在生じている維持管理上の課題に対してどのような対策を講じていくか、引き続き検討していく。

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）

改善状況

（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）

改善状況の確認

（再評価年月日 年 月 日）